

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 平成 27 年度遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2 号 平成 27 年度遠軽町下水道事業会計継続費について
- 日程第 6 報告第 3 号 平成 27 年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 7 報告第 4 号 平成 27 年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 12 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 13 同意第 2 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 14 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 15 議案第 2 号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について
- 日程第 16 議案第 4 号 遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定について
- 日程第 17 議案第 5 号 遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 6 号 遠軽町体育施設条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 7 号 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 8 号 遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 9 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 11 号 平成 27 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 23 議案第 12 号 平成 27 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 24 議案第 3 号 遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 10 号 指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 13 号 平成 28 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）

- 日程第 2 7 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 5 号 遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
（付託案件） の制定について
（経済常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 4 回定例会付託）
- 日程第 2 9 議案第 6 号 遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
（付託案件）
（経済常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 4 回定例会付託）
- 日程第 3 0 認定第 1 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 2 号 平成 2 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 3 号 平成 2 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 4 号 平成 2 7 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 5 号 平成 2 7 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 6 号 平成 2 7 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 7 号 平成 2 7 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 8 号 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 8 一般質問
- 日程第 3 9 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 4 0 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 1 認定第 1 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 2 認定第 2 号 平成 2 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 3 認定第 3 号 平成 2 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 4 認定第 4 号 平成 2 7 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 5 認定第 5 号 平成 2 7 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）

- (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第46 認定第6号 平成27年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第47 認定第7号 平成27年度遠軽町水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第48 認定第8号 平成27年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第49 発委第1号 遠軽町議会基本条例の一部改正について
- 日程第50 請願第1号 「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」
(付託案件) を町長へ提言することを求める請願書
(総務・文教常任委員会審査報告、平成28年第4回定例会付託)
- 日程第51 請願第2号 「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、平成28年第4回定例会付託)
- 日程第52 意見案第1号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書
- 日程第53 意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第54 意見案第3号 無年金者対策の推進を求める意見書
- 日程第55 意見案第4号 同一労働同一賃金の実現を求める意見書
- 日程第56 意見案第5号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書
- 日程第57 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第58 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

平成 2 8 年 第 6 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 8 年 9 月 7 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 平成 2 7 年度遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計継続費について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 平成 2 7 年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 平成 2 7 年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 8 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 0 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 1 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 1 2 | 同意第 1 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 1 3 | 同意第 2 号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 号 | 網走地方教育研修センター組合規約の変更について |
| 日程第 1 6 | 議案第 4 号 | 遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 5 号 | 遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 号 | 遠軽町体育施設条例の一部改正について |
| 日程第 1 9 | 議案第 7 号 | 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 0 | 議案第 8 号 | 遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 1 | 議案第 9 号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |

《平成 2 8 年 9 月 7 日》

- 日程第 2 2 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第 2 3 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処
分について
- 日程第 2 4 議案第 3 号 遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定につい
て
- 日程第 2 5 議案第 1 0 号 指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 5 号 遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
（付託案件）の制定について
（経済常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 4 回定例会付託）
- 日程第 2 9 議案第 6 号 遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関す
る条例の制定について
（経済常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 4 回定例会付託）
- 日程第 3 0 認定第 1 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 2 号 平成 2 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 3 2 認定第 3 号 平成 2 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 3 3 認定第 4 号 平成 2 7 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第 3 4 認定第 5 号 平成 2 7 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第 3 5 認定第 6 号 平成 2 7 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 7 号 平成 2 7 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 8 号 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について

◎出席議員（16名）

議 長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	杉 本 信 一 君
	1 番	今 村 則 康 君	2 番	岩 上 孝 義 君
	3 番	佐 藤 昇 君	4 番	稲 場 仁 子 君
	5 番	奥 田 稔 君	7 番	黒 坂 貴 行 君
	9 番	岩 澤 武 征 君	1 0 番	阿 部 君 枝 君
	1 1 番	山 谷 敬 二 君	1 2 番	松 田 良 一 君

《平成 2 8 年 9 月 7 日》

13番 竹中裕志君

14番 秋元直樹君

15番 高橋義詔君

16番 一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長 佐々木修一君

教育委員会
委員長 新山史賢君

代表監査委員 村瀬光明君

◎説明員

副町長 広井澄夫君

総務部長 加藤俊之君

民生部長 松橋行雄君

経済部長 鈴木光男君

経済部技監 内野清一君

総務課長 舟木淳次君

情報管財課長 鈴木浩君

企画課長 佐藤祐治君

企画課参事 斉藤隆雄君

財政課長 大堀聡君

ジオパーク推進課長 鴻上栄治君

保健福祉課長 小谷英充君

住民生活課長 小野寺正彦君

税務課長 会津靖朗君

子育て支援課長 菊地隆君

農政林務課長 澤口浩幸君

農政林務課参事 笹原英視君

商工観光課長 伊藤雅彦君

建設課主幹 小野寺宏君

水道課長 久保英之君

生田原総合支所長 平間敏春君

丸瀬布総合支所長 只野博之君

白滝総合支所長 村上裕和君

会計管理者 荒井正教君

生田原総合支所産業課長 大辻祐一君

丸瀬布総合支所産業課長 増田真一君

白滝総合支所産業課長 加藤雅史君

教育長 河原英男君

教育部長 小野寺健君

総務課長 大貫雅英君

社会教育課長 堀嶋英俊君

図書館長 門脇和仁君

監査委員事務局長 伯谷和昭君

選挙管理委員会事務局長 伯谷和昭君

農業委員会事務局長 河本伸二君

◎議会事務局職員出席者

事務局長 安江陽一郎君

事務局主幹 渡邊亮司君

庶務・議事担当係長 小玉美紀子君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成28年第6回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、奥田議員よりおくれる旨の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成27年度分及び平成28年度分例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第38までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、黒坂議員、松田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成28年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月2日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月14日までの8日間と決定いたしました。

なお、9月9日、12日及び13日は決算審査のため、9月10日及び11日は休日のため休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月12日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月14日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの8日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

初めに、行政報告及び提出案件要旨に文言の追加がありますので、2ページをお開き願います。

下から5行目の「更には台風11号、9号」の次に、「及び10号」を加えていただきますようお願い申し上げます。

それでは、1ページをお開き願います。

平成28年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成28年第5回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

まず、遠軽厚生病院産婦人科につきましては、昨年10月から常勤医師の不在が続いていましたが、このたび常勤医師1人が赴任し、診療を8月22日から開始したところがあります。赴任された医師は、旭川医科大学出身の59歳で、道内の産婦人科を標榜する病院等で勤務されておりました。

現在は、助産師等の医療スタッフと診療方針等の打ち合わせを行いながら、10月からの分娩再開を目指しているところであり、早速、町民の受診や里帰り分娩の問い合わせ等があるとの報告を受けております。

なお、従来からの元勤務医師及び旭川医科大学からの出張医師につきましても、継続し

《平成28年9月7日》

て診療を行っていただけるとの報告を受けております。

今回の医師確保につきましては、昨年度から本町が中心となり、湧別町及び佐呂間町の3町で遠軽地区総合開発期成会の専門会議として、遠軽地区地域医療対策連携会議を組織し、道外の大きな病院や医科大学に直接赴き、医師派遣の要請を行うとともに、全国の産婦人科を掲げる病院などに対して、医師招聘の依頼の手紙を送付したほか、医師募集のポスターを作成し、西日本方面の電車に広告を掲示するなど、様々な方策で医師確保に取り組んできた成果と考えております。

地域住民の皆様には、大変御心配をおかけしているところでありますが、ひとまず地元で出産できる体制が整ったものと安堵しているところであります。しかしながら、1人の医師ではまだ体制が不十分であるため、今後も引き続き、産婦人科医師の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、7月30日に逝去されました遠軽町名誉町民、故石井孝一氏の葬儀を石井家・遠軽町合同葬として、8月4日、5日に執り行いました。合同葬には、両日合わせて約800人の参列があり、多くの町民、関係者が別れを惜しむとともに、武部新衆議院議員、高橋はるみ北海道知事、遠藤連北海道議会議長、遠軽町職員OB会を代表して北川健司前遠軽町長から弔辞が述べられました。故人の数々の御功績に対し深く感謝するとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

次に、大雨による被害についてであります。7月30日夜から前線を伴った低気圧の影響により非常に激しい雨が降り、1時間の雨量が生田原地域で最大41ミリを観測する大雨となりました。

また、8月17日からは、台風7号及び前線や熱帯低気圧、更には台風11号、9号及び10号の影響により断続的に大雨となり、継続されることが予測されたため、8月21日に遠軽町大雨災害対策本部を設置し、非常時に備え危険箇所の巡視及び情報収集等を行うとともに、被害を最小限にするための対策を講じてまいりました。

幸い人命に関わる大きな被害はありませんでしたが、町内各所で道路、河川及び公園などに路面洗掘、土砂堆積等のほか、橋梁の一部崩壊などの被害があり、現在復旧に向け対応しているところであります。

なお、これらに要する経費につきましては専決処分させていただきましたので、本議会に報告し、承認をお願いするものです。

次に、商工観光関係についてであります。札幌から道東をめぐるドライブツアーとして、シンガポールからの観光客が昨年度に引き続き、6月14日から1泊2日の行程で本町を訪れ、茶道などの体験型プログラムや北海道の味覚を堪能していただく中で、地元の方々との交流そのものが観光資源として重要な役割を果たしているものと考えているところであります。

なお、本ツアーは9月中旬にも予定されており、外国人観光客の誘致を継続して行うことにより、本町の認知度の向上が期待されるところであります。

《平成28年9月7日》

また、町内の各地域では、大雪山ウルトラトレイル、遠軽がんばろう夏まつりやヤマベまつり、まるせっぷ観光まつり、アンジくんのふるさとまつりなどのイベントが開催され、各イベントとも工夫を凝らしたプログラムなどで賑わってまいりました。

主催していただきました各実行委員会をはじめ、御協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、6月2日に北海道立北見高等技術専門学院の主催による能力開発セミナー観光ビジネス科が網走市に次いで、本町で開催されたところであります。

本セミナーについては、観光関連事業所で働いている方を対象に、簡単な英会話やホスピタリティなどの知識と技術の習得を目的として開催され、次年度以降も継続開催を要請しているところであります。

次に、安定的な水道水を確保するため、かねてから整備を進めておりました新しい生田原浄水場が完成し、8月10日から給水を開始いたしました。

これまでは、春先や大雨時には水質が悪化することもありましたが、水源を河川水から地下水に変更したことにより、今後は安定した水道水の供給が図られるところです。

次に、要望関係についてであります。7月12日に遠軽地区総合開発期成会において、地域における産婦人科医師の確保など11項目の懸案事項について、関係省庁及び国会議員に対し要望活動を行ってまいりました。

7月27日、28日には、遠軽北見道路整備促進期成会において、遠軽北見道路の整備促進について、関係省庁及び国会議員に対し要望活動を行ってまいりました。

7月29日には、オホーツク圏活性化期成会において、管内の懸案事項について、関係省庁及び国会議員に対し、8月9日には、JR石北線の特急列車の運行体制の維持について、JR北海道、北海道運輸局、北海道、北海道議会に対し要望活動を行ってまいりました。

次に、自衛隊関係についてであります。7月2日に陸上自衛隊遠軽駐屯地65周年記念市中パレードが、道道遠軽芭露線、愛称「連隊通り」において行われました。

沿道には約1,000人の町民の皆様が詰めかけ、車両及び徒歩で行進する隊員の勇姿に大きな声援が送られました。市中パレードの実施により、地域住民と遠軽駐屯地とのより一層の一体感の醸成が図られたところであり、関係者の御支援と御協力に深く感謝を申し上げます。

また、8月24日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会主催の「北海道の自衛隊を支える中央大会」が東京都で開催され、自衛隊協力諸団体の皆様とともに参加し、北海道における自衛隊の充足率の向上、並びに今後予定されている現中期防衛力整備計画の見直しや次期中期防衛力整備計画の策定において、北海道における自衛隊体制の強化を防衛省、国会議員及び関係機関に対し要望活動を行ってまいりました。

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。今年もジャパンラグビートップリーグのホンダヒートや横浜隼人高校硬式野球部等のほか、新たに女子7人制ラグビーの三重

パールズなど、8月末までの合宿数は、6競技43団体で1,168人となり、交流人口の増加及び地域経済の活性化につながったものと考えております。

今後も、合宿団体との交流による子どもたちのスポーツ力向上、地域経済の活性化に向けて積極的に合宿誘致に取り組んでまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号平成27年度遠軽町一般会計継続費については、平成27年度遠軽町一般会計の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号平成27年度遠軽町下水道事業会計継続費については、平成27年度遠軽町下水道事業会計の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第3号平成27年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

報告第4号平成27年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、大雨による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、台風による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。

承認第3号専決処分の承認を求めることについては、水道施設の台風による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります青野賢二氏が平成28年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員であります福井稔晋氏が平成28年11月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員として能正直樹氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第2号公平委員会委員の選任については、現委員であります和田修氏が平成28年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、

《平成28年9月7日》

議会の議決を求めるものです。

議案第2号網走地方教育研修センター組合規約の変更については、網走地方教育研修センター組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定については、生田原地域におけるデマンド型乗合タクシーを運行するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定については、畑地かんがい用水施設の管理運営を図るため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正については、遠軽丸瀬布線瀬戸瀬小学校停留所の位置を変更するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町体育施設条例の一部改正については、えんがる球技場を設置するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第10号指定管理者の指定については、えんがるロックバレースキー場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第11号平成27年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第12号平成27年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、町民憲章及び町花・町木等周知用ポスター印刷に係る経費、（仮称）えんがる町民センター建設に伴う基本設計・実施設計等に係る経費、ホテルノースキング

《平成28年9月7日》

オープン25周年記念行事に係る経費、デマンド型乗合タクシーの運行に係る経費、予防接種法の一部改正に伴う予防接種委託料、飲料水給水ポンプの取替えに伴う飲料水確保事業補助金、店舗近代化に伴う商工業振興補助金、中体連等全道大会出場に係る学校行事負担金、遠軽高等学校生徒確保事業に係る遠軽高等学校教育振興補助金、各種大会出場・スポーツ合宿に係る社会体育振興補助金、えんがるロックバレースキー場の指定管理に伴う指定管理料等を計上したところです。

議案第14号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、介護給付費負担金等の確定に伴う返還金を計上したところです。

認定第1号から認定第8号までについては、平成27年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定、並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

なお、台風による災害対応に伴う補正予算の追加議案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いを申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号平成27年度遠軽町一般会計継続費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第1号平成27年度遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計継続費につきましては、別紙のとおり継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお開き願います。

平成27年度遠軽町一般会計継続費につきましては、8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路道路改良工事を平成26年度及び平成27年度の2か年で実施したもので、全体計画7,493万1,000円に対し、実績7,493万400円となったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

《平成28年9月7日》

以上で、報告第1号平成27年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号平成27年度遠軽町下水道事業会計継続費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 報告第2号平成27年度遠軽町下水道事業会計継続費について御説明いたします。

平成27年度遠軽町下水道事業会計継続費につきまして、別紙のとおり継続年度が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

別紙をお開き願います。

平成27年度遠軽町下水道事業会計継続費精算報告書について御説明いたします。

平成26年度、27年度の2か年継続事業といたしまして実施しました遠軽下水処理センター建設工事は、全体計画の年割額計1億4,493万7,000円に対し、実績の支払義務発生額計は1億4,493万6,000円で、1,000円の減額となっています。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成27年度遠軽町下水道事業会計継続費についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号及び日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号平成27年度遠軽町健全化判断比率について、日程第7 報告第4号平成27年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第3号平成27年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

《平成28年9月7日》

実質赤字比率につきましては、遠軽町においては、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、平成27年度においては9.9%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、平成27年度においては8.4%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番9に監査委員の健全化判断比率審査意見書を付けておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号平成27年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番9及び11に監査委員の資金不足比率審査意見書を付けておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成27年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第4号の質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成27年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第8 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第7号につきましては、大雨による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、7月30日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億2,967万7,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に602万4,000円を追加し、総額を5,602万4,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計171億2,365万3,000円に602万4,000円を追加し、総額を171億2,967万7,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に602万4,000円を追加し、総額を1,602万4,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計171億2,365万3,000円に602万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の171億2,967万7,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業602万4,000円につきましては、大雨による災害対応に係る経費として、機械借上料442万9,000

《平成28年9月7日》

円、原材料費 1 1 2 万 5, 0 0 0 円、備品購入費 4 7 万円を追加したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6 ページをお開き願います。

1 9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 6 0 2 万 4, 0 0 0 円につきましては、前年度繰越金の追加です。

なお、災害復旧費用につきましては、起債を活用できるよう認定に向けて協議を進めてまいりますので、財源につきましては、協議が整った後に予算を補正したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 1 款災害復旧費、8 ページから 9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1 9 款繰越金、6 ページから 7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で質疑を終わります。

これより、承認第 1 号専決処分の承認を求めことについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第 9 承認第 2 号及び日程第 1 0 承認第 3 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 9 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて、日程第 1 0 承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて、以上 2 件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めます。

次のページをお開き願います。

《平成 2 8 年 9 月 7 日》

専決第8号につきましては、台風による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて、8月17日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,753万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億7,720万9,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に1億4,753万2,000円を追加し、総額を6億5,435万9,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計171億2,967万7,000円に1億4,753万2,000円を追加し、総額を172億7,720万9,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に1億4,753万2,000円を追加し、総額を1億6,355万6,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計171億2,967万7,000円に1億4,753万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の172億7,720万9,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業1億4,753万2,000円につきましては、台風による災害対応に係る経費として、時間外及び休日勤務手当557万4,000円、修繕料67万4,000円、手数料117万円、武利環状線武利橋外3件災害復旧調査設計業務委託料1,950万円、上支湧別幹線更生橋外1件災害復旧調査設計業務委託料500万円、機械借上料6,262万3,000円、原材料費5,299万1,000円を追加したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、1億4,753万2,000円の追加です。

なお、災害復旧費用につきましては、補正予算（第4号）と同様に補助事業や起債を活用できるよう認定に向けて協議を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

《平成28年9月7日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

別紙をお開き願います。

専決第9号、専決処分書について御説明いたします。

平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）は、台風による災害対応に伴い緊急に補正予算の必要が生じたため、平成28年8月17日付で専決処分を行ったものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、平成28年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出を補正したものです。

第1款水道事業費用、第1項営業費用に113万4,000円追加し、総額を5億648万8,000円としたものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に5ページ、補正予算（第1号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費20節賃借料75万7,000円及び27節材料費37万7,000円の追加は、白滝簡易水道の取水施設において、8月17日の台風の影響により水源である湯の沢川の取水口に土砂が堆積したことによる対応を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第2号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

《平成28年9月7日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出の支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

以上で、承認2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めことについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第11 諮問第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第11 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、青野賢二氏が、平成28年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原346番地11。

氏名、青野賢二。

生年月日、昭和20年6月12日であります。

青野賢二氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解

《平成28年9月7日》

のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第12 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

遠軽町教育委員会委員、福井稔晋氏が平成28年11月8日をもって任期満了となるため、後任の委員を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町丸瀬布水谷町68番地40。

氏名、能正直樹。

生年月日、昭和45年6月29日であります。

能正直樹氏は、人格高潔で教育に関して識見を有する方でありますので、遠軽町教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

《平成28年9月7日》

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 同意第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第13 同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第2号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

遠軽町公平委員会委員、和田修氏が平成28年11月8日をもって任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町大通南4丁目2番地5。

氏名、和田修。

生年月日、昭和22年1月11日であります。

和田修氏は、人格高潔で地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する方ですので、遠軽町公平委員会委員としまして選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第2号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第14 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

《平成28年9月7日》

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により表彰いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第1号オに該当いたします自治功労でありまして、遠軽町公平委員会委員として12年以上在職されております遠軽町大通南3丁目2番地13、菊地建文様、同じく遠軽町農業委員会委員として12年以上在職されております遠軽町生田原清里952番地、梶田政實様であります。

2といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第1号カに該当いたします自治功労でありまして、遠軽町社会教育委員として20年以上在職されております遠軽町丸瀬布新町119番地、小玉徹様であります。

3といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号イに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町健康づくり推進委員会会長や遠軽町ラジオ体操連盟会長など多くの公職や団体の要職を長年にわたり務め、社会奉仕の確立に尽力されております遠軽町1条通北6丁目1番地35、岡本一雄様、同じく丸瀬布地域審議会会長や国道花壇333号ボランティアサポート代表など多くの公職や団体の要職を長年にわたり務め、社会奉仕の確立に尽力されました遠軽町丸瀬布水谷町45番地、田村好彰様であります。

4といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町大通南1丁目6番地9、伊藤恵美子様から子育て児童育成資金といたしまして100万円の御寄附をいただいたものであります。

5といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当いたします消防功労でありまして、20年以上遠軽町消防団員として勤続されております遠軽町丸瀬布水谷町68番地28、村井和子様、遠軽町丸瀬布新町283番地4、関弘様、遠軽町見晴32番地2、和田あさみ様、遠軽町生田原安国215番地2、大森剛様。なお、大森様におかれましては平成28年6月29日に亡くなられておりますので、生前の日付にさかのぼっての表彰となります。遠軽町南町3丁目57番地、落合幸子様、遠軽町1条通南1丁目3番地3、西方智美様であります。

以上、12件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

《平成28年9月7日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第2号網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第2号網走地方教育研修センター組合規約の変更について御説明いたします。

網走地方教育研修センター組合規約を変更することについて協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

網走地方教育研修センター組合規約の一部を変更する規約。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会制度が変更されたことから、新教育長の設置及び任期並びに文言等の整理をするために、本規約を変更するものです。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明をいたします。

第11条第2項中「教育委員会の委員は、組合市町村の教育委員会の委員のうちから」を「教育委員会の教育長及び委員は、組合市町村の教育委員会の教育長及び委員のうちから」に改め、第3項として、「前項の教育長及び委員の任期は、それぞれ当該市町村教育委員会の教育長及び委員の任期による。」を加え、現行の3項中、「第16条に規定する教育委員会の委員の解職請求に関する事務等」を「第14条第2項に規定する事務」に改め、同項を第4項とするものです。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを採決いたします。

《平成28年9月7日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第4号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長(大辻祐一君) 議案第4号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定についてを説明いたします。

本案は、畑地かんがい用水施設の管理運営を図るため、制定するものであります。

別紙、遠軽町畑地かんがい……。

○議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長(大辻祐一君) 議案第4号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定についてを説明いたします。

本案につきましては、畑地かんがい用水施設の管理運営を図るため、制定するものであります。

別紙、遠軽町畑地かんがい用水施設条例をお開き願います。

趣旨を第1条に記載しておりまして、畑地かんがい用水施設の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。

定義につきましては第2条に記載しておりまして、この条例においての畑地かんがい用水施設について定めております。第1号といたしまして、取水施設、貯水池から分水栓までの施設及び給水管路です。第2号には、給水栓及びリールマシン等の施設としております。

施設の名称及び給水区域を第3条で定めております。第3条の表をご覧いただきたいと思っております。名称を遠軽町生田原地区畑地かんがい用水施設とし、給水区域は字名で、生田原、生田原安国、生田原水穂、生田原豊原、生田原清里、生田原岩戸、生田原伊吹、生田原八重の各一部としております。

第4条では、この施設を使用できる者を定めております。第1号は、施設が整備されて

《平成28年9月7日》

いる農地の使用収益権を有している者としております。第2号は、町長が特に認める者としております。

第5条第1項では、使用しようとする者の許可申請を定めております。第2項では、使用許可に条件を付すことができることとしております。

第6条では、第5条第1項の規定で許可を受けた者は、許可の内容に変更が生じる場合は変更申請をすることとしております。

第7条では、使用者が畑かん施設の使用を中止する場合には、町長に届け出ることとしております。

第8条第1項では、使用者の責務を記載しております。使用者が善良な注意義務をもって畑かん施設を使用することを責務としております。第2項では、使用者が畑かん施設の改修を行うときには、あらかじめ町長の承認を受けることを義務としております。第3項では、使用者が畑かん施設を破損した場合、速やかに町長へ届け出及び適切な措置を義務付けしております。

第9条では、第8条で発生した工事、修繕などに要した経費について、使用者の責めに帰すときは使用者の負担とし、町長が特別な理由があると認めた場合については、町の負担となります。

第10条では、この使用者がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したと認めた場合には、使用許可の全部、又は一部を取り消すことができる規定となっております。

第11条第1項は、使用者の変更であります。畑かん施設が整備されている農地などを売買などにより使用者が変更となったときは、新たな使用者が従前の使用者の地位を継承するものとしています。第2項では、第1項で新たな使用者になった者は、速やかに第5条第1項に基づき、届け出をしなければならないこととしております。

第12条第1項では、畑かん施設の管理運営に関する業務の全部、又は一部を当該地区の水管理組合に委託できることとしております。第2項では、委託する場合に要する経費については、受託者の負担とすることを記載しております。

第13条では、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることとしております。

附則といたしまして、第1項に、この条例の施行は、交付の日からといたしております。第2項に、この条例の施行の際、現に畑かん施設を使用している者は、この条例の施行日に第5条第1項の規定による許可を受けた者とみなします。

なお、参考資料といたしまして、遠軽町畑地かんがい用水施設条例施行規則を添付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 第4条第2号で、「その他町長が特に使用を認める者」という記載がされておりますが、この使用を認める範囲というのをどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 今の御質問にお答えします。

第4条第2号の「その他町長が特に使用を認める者」という部分につきましては、想定されますのは、災害及びこの畑かん施設の利用を認められていない農業者が一時的に使うことを申し出された者を想定しております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 例えばこの中には、第1条の趣旨の中で畑地における営農用水の確保、あるいは第3条の中で給水区域が規定されておりますけれども、それを超えてできるという判断を今なされているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 御質問にお答えします。

御質問のありましたとおり、区域を限定している条例でありますけれども、特に認める者という部分につきましては、一時的に使用しなければならない条件があった場合については、その区域を越えてもやむを得ないものと解しております。（「済みません、ちょっと休憩を求めます」と発言する者あり）

○議長（前田篤秀君） 11時20分まで、暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 先ほどの稲場議員からいただきました質問に対しまして、回答した部分で不足している部分等がありましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほどの答弁につきまして、一部私のほうで勘違いをしまして、第3条に係るところの給水区域については、この区域を出ないというところでもあります。しかし、区域内にはこの畑かん施設を整備していない方もおられますことから、何らかの事情によりまして緊急避難措置などが生じた場合については、この施設を管理する管理組合と協議した中で認めていくということでもありますので、第4条第2号につきましては、そういうことで登用させていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定については、なお審査の必要があると思われまますので、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は経済常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎日程第17 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第5号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小野寺建設課主幹。

○建設課主幹（小野寺宏君） 議案第5号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、遠軽丸瀬布線瀬戸瀬小学校停留所の位置を変更するため、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

次のページをお開き願ひます。

遠軽町公営バスに関する条例の一部を改正する条例で、遠軽町公営バスに関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町公営バスに関する条例新旧対照表をお開き願ひます。

別表第4の4、遠軽丸瀬布線停留所の名称及び位置の名称、瀬戸瀬小学校の位置で「遠軽町瀬戸瀬東町124番地1地先」を「遠軽町瀬戸瀬東町119番地2地先」に改めるものでございます。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年10月1日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正についてを採決いたしま

す。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第18 議案第6号遠軽町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋社会教育課長。

○社会教育課長(堀嶋英俊君) 議案第6号遠軽町体育施設条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、えんがる球技場を設置するため、遠軽町体育施設条例の一部を改正するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町体育施設条例の一部を改正する条例でありまして、遠軽町体育施設条例の一部を次のように改正するものです。改正の内容は、参考資料新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町体育施設条例(抜粋)の新旧対照表でありまして、指定管理者による管理、第3条第3項中「別表第16」とあるのを「別表第17」に改め、開設期間等、第6条第1項の表中、名称について、えんがるソフトボール球場の次に「えんがる球技場」を加えるものです。

次のページをお開き願います。

使用料、第12条第1項及び第3項中「別表第16」とあるのを「別表第17」に改め、別表第1(第2条関係)、名称及び位置の表中、名称について、えんがるソフトボール球場の次に「えんがる球技場」を、位置について、遠軽町東町1丁目1番地1の次に「遠軽町福路2丁目1番地2」を加えるものです。

次に、「別表第7(第12条関係)」として、新たに「えんがる球技場使用料金表(1コート)」を加え、表にあります「入場料を徴収する場合」から「高校生以下のチーム」までの使用区分について、時間区分ごとの料金及び夜間照明料金を定め、さらに「備考」の各項目につきまして、次のページ、4ページの1行目までを定めるものでございます。

次に、「別表第7」を「別表第8」に繰り下げ、えんがる湧別川球技場使用料金表の備考4中「えんがる多目的広場」とあるのを「えんがる球技場、えんがる多目的広場」に改め、「別表第8」を「別表第9」に繰り下げ、えんがる多目的広場使用料金表の備考4中「えんがる湧別川球技場」とあるのを「えんがる球技場、えんがる湧別川球技場」に改

《平成28年9月7日》

め、「別表第9」を「別表第10」に繰り下げ、えんがる湧別川多目的広場使用料金表の備考4中「えんがる湧別川球技場」とあるのを「えんがる球技場、えんがる湧別川球技場」に改めるものです。

次に、別表第10から別表第16までをそれぞれ一つずつ繰り下げるものでございます。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行することとし、また、指定管理者の指定及びその必要な手続、その他の行為は、施行の前日に行うことができるとするものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号及び日程第20 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第7号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第20 議案第8号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第7号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

《平成28年9月7日》

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料、遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表をお開き願います。

目次中「第4節、運営に関する基準（第50条から第59条）、第4章、認知症対応型通所介護」を「第4節、運営に関する基準（第50条から第59条）、第3章の2、地域密着型通所介護、第1節、基本方針（第59条の2）、第2節、人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）、第3節、設備に関する基準（第59条の5）、第4節、運営に関する基準（第59条の6から第59条の20）、第5節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準、第1款、この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）、第2款、人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）、第3款、設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）、第4款、運営に関する基準（第59条の27から第59条の38）、第4章、認知症対応型通所介護」に改める。

14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に、次の1章を加える。

第3章の2、地域密着型通所介護につきましては、37条の構成となっております。

第1節は基本方針に関する規定でありまして、第59条の2に定めております。

第2節は人員に関する基準に関する規定でありまして、第59条の3には従業員の員数、第59条の4には管理者について定めております。

第3節は設備に関する基準に関する規定でありまして、第59条の5には設備及び備品等について定めております。

第4節は運営に関する基準に関する規定でありまして、第59条の6には心身の状況等の把握、第59条の7には利用料等の受領、第59条の8には指定地域密着型通所介護の基本取扱方針、第59条の9には指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針、第59条の10には地域密着型通所介護計画の作成、第59条の11には管理者の責務、第59条の12には運営規程、第59条の13には勤務体制の確保等、第59条の14には定員の遵守、第59条の15には非常災害対策、第59条の16には衛生管理等、第59条の17には地域との連携等、第59条の18には事故発生時の対応、第59条の19には記録の整備、第59条の20には準用について定めております。

第5節は、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準に関する規定であります。

第1款は、この節の趣旨及び基本方針に関する規定でありまして、第59条の21にはこの節の趣旨、第59条の22には基本方針を定めております。

《平成28年9月7日》

第2款は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第59条の23には従業員の員数、第59条の24には管理者について定めております。

第3款は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第59条の25には利用定員、第59条の26には設備及び備品等について定めております。

第4款は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第59条の27には内容及び手続の説明及び同意、第59条の28には心身の状況等の把握、第59条の29には指定居宅介護支援事業者等との連携、第59条の30には指定療養通所介護の具体的取扱方針、第59条の31には療養通所介護計画の作成、第59条の32には緊急時等の対応、第59条の33には管理者の責務、第59条の34には運営規程、第59条の35には緊急時対応医療機関、第59条の36には安全・サービス提供管理委員会の設置、第59条の37には記録の整備、第59条の38には準用について定めております。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。第67条及び第68条を削除。

第69条第2項中指定認知症対応型通所介護者の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第72条を次のように改める。第72条を削除。

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。第74条から第78条まで削除。

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、「同項第7号」を「同項第8号」とし、「同項第6号」を「同項第7号」とし、第5号の次に次の1号を加える。「第6号、次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録、2年」

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までに」、「読み替えるものとする。」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。」に改める。

第82条第6項の表、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。第105条削除。

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「、並びに第72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」を「、及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「読み替えるものとする。」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通

所介護事業所」を加える。

第176条第2項第9号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第189条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあり、第72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

別紙に戻りまして、附則第1項、施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行する。

附則第2項、経過措置につきましては、この条例による改正後の遠軽町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第59条の19第2項及び

第59条の37第2項の規定は、この条例の施行の際、現に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第36条第2項及び第40条の15第2項の規定により保存されている記録（その整備が完結していないものを含む。）及びこの条例の施行の日以後に整備される記録について適用する。

議案第7号については、以上で説明を終わります。

続いて、議案第8号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料、遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、新旧対照表をお開き願います。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中、「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中、「第2項」を「第4項」とし、「第1項」を「第3項」とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する町の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等聴く機会を設けなければならない。

第2項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言

《平成28年9月7日》

等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

第5項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項中「第7号」を「第8号」とし、「第6号」を「第7号」とし、第5号の次に、次の一号を加える。

第6号、前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録、2年

第44条第6項の表、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の次に「指定地域密着型通所介護事業所、」を加える。

第62条を次のように改める。第62条を削除。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条中第38条の次に「第39条（第5項を除く。）」を加え、「第61条及び第62条」を「及び第61条」に、「第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第7号の質疑を行います。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 条例の中身のことでないのですが、何条が削除されている部分があるのですが、削除されたところに関しては、欠番という言い方が合うのかどうかかわからないのですが、以下の条文を繰り上げて条例の第何条の数を変えるということは、今回はしないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） していません。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

《平成28年9月7日》

○4番（稲場仁子君） それで全く問題ないという判断でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） その点については問題ないということで、総務課と協議をさせていただきました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第7号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1時まで暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥田議員が出席です。

◎日程第21 議案第9号

《平成28年9月7日》

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第9号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

菊地子育て支援課長。

○子育て支援課長（菊地 隆君） 議案第9号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例について説明いたします。

本条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

別紙、遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を省略いたしまして、新旧対照表により説明いたします。

参考資料、1ページをお開き願います。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。第29条第7号イ及び次ページ第44条第8号イ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改めるものです。

別紙に戻りまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第22 議案第11号平成27年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

《平成28年9月7日》

久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第11号平成27年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成27年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金5,659万8,863円のうち3,500万円を減債積立金として処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号平成27年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第12号平成27年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第12号平成27年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成27年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金1億6,271万4,635円のうち1億4,000万円を減債積立金として処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号平成27年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成28年9月7日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第3号及び日程第25 議案第10号、

日程第26 議案第13号及び日程第27 議案第14号

○議長(前田篤秀君) 日程第24 議案第3号遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定について、日程第25 議案第10号指定管理者の指定について、日程第26 議案第13号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)、日程第27 議案第14号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上4件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤祐治君) 議案第3号遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、デマンド型乗合タクシーを運行するため、本条例を定めるものです。

それでは、別紙をお開き願います。

遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例。

本条例は、全15条で構成しております。

第1条は、本条例の趣旨でありまして、地域住民の交通手段を確保し、福祉の増進に寄与するため、デマンド型乗合タクシーを運行することについて、必要な事項を規定するものです。

第2条は、定義規定として、第1条に規定するデマンド型乗合タクシーの意義を明確にするため規定するものです。

第3条は、運行の方法として、遠軽町が道路運送法の規定により国土交通大臣の登録を受けて実施することを規定するものです。

第4条は、運行区域として、生田原地区、安国地区のそれぞれの範囲を運行区域として規定するものです。

第5条は、運行日及び運行時間に関することを規定するものです。

なお、運行時間については、参考資料として添付しております遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例施行規則に定めるものであります。

第6条は、利用者として、遠軽町の住民基本台帳に記録されている者、その他町長が特に利用を認める者と規定するものです。

第7条は、利用方法として、事前登録及び事前予約について規定するものです。

第8条は、利用者の登録の取消しについて規定するものです。

第9条は、利用料金について、別表に定めるとともに、利用料金の減額について規定す

《平成28年9月7日》

るものです。

なお、利用料金の減額につきましては、施行規則に定めるものであります。

第10条は、利用料金の還付についての規定。

第11条は、利用者の責務についての規定。

第12条は、利用の禁止についての規定。

第13条は、損害賠償について規定するものです。

第14条は、業務の委託として、デマンドタクシーの運行に関する業務の全部、又は一部を一般乗合旅客自動車運送事業者に委託することを規定するものです。

第15条は、委任に関する規定としまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定するものです。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

また、参考資料としまして、遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例施行規則を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第10号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設えんがるロックバレースキー場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、えんがるロックバレースキー場であります。

指定管理者は、遠軽町野上150番地1、株式会社フォーレストパーク、代表取締役廣井澄夫であります。

指定の期間は、平成28年12月1日から平成31年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、えんがるロックバレースキー場の維持管理に関する業務、イ、運営に関する業務、ウ、使用の許可に関する業務、エ、使用の許可に係る料金の收受に関する業務、オ、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は、8,097万1,000円で、各年度の額は記載のとおりであります。

候補者の選定に当たりましては、8月18日指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。選定結果の非公募とした理由であります。スキー場の運営には降雪などの気象条件の中で安定的な運営を行うためのノウハウや索道事業、人工降雪などの専門技術が求められることから、これまでスキー場を運営してきた株式会社

《平成28年9月7日》

フォーレストパークの管理・運営技術や専門技能といった経営資源を活用することでスキー場における公共サービスの効果的・効率的な提供が見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、えんがるロックバレースキー場の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の効用を発揮するものと評価されました。

また、これまでの管理・運営技術や専門技能を活かし、施設管理を安定して行う能力及び組織体制を備えている点も評価されたため、株式会社フォーレストパークを指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に、提出された申請書をもとに施設管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第13号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,039万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億4,760万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の追加は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料に44万円を追加し、総額を4億4,596万5,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に570万7,000円を追加し、総額を11億6,694万7,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に80万円を追加し、総額を12億8,200万円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に291万8,000円を追加し、総額を1,697万円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に4,637万円を追加し、総額を1億239万4,000円とするものです。

《平成28年9月7日》

20款諸収入につきましては、5項雑入に166万1,000円を追加し、総額を2億7,943万3,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に1,250万円を追加し、総額を30億1,630万円とするものです。

これによりまして、歳入合計172億7,720万9,000円に7,039万6,000円を追加し、総額を173億4,760万5,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に5,244万6,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に506万6,000円を追加し、総額を31億5,093万5,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に186万4,000円を追加し、総額を16億2,185万8,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に193万4,000円を追加し、総額を4億4,605万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に340万円を追加、6項保健体育費に568万6,000円を追加し、総額を21億5,706万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計172億7,720万9,000円に7,039万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の173億4,760万5,000円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費（仮称）えんがる町民センター建設基本・実施設計業務委託、総額1億2,528万円、年割額、平成28年度1,360万8,000円、平成29年度3,067万2,000円、平成30年度8,100万円を追加するものです。

次に、第3表、債務負担行為補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

債務負担行為につきましては、えんがるロックバレースキー場指定管理料、期間、平成28年度から平成30年度、限度額、7,779万5,000円を追加するものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、福祉センター建替事業の限度額を事業の追加により3億6,290万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

11ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費9万6,000円につきまし

ては、町民憲章、町花・町木等の周知用ポスターの作製に係る印刷製本費を計上するものです。

3目財政管理費、財政管理一般経費98万3,000円につきましては、新地方公会計制度への移行に係る財務会計システム改修業務委託料を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費2,725万8,000円につきましては、(仮称)えんがる町民センター建設に係る経費として、岩見通南2丁目補償費算定業務委託料320万円、(仮称)えんがる町民センター建設基本・実施設計業務委託料1,360万8,000円、旧遠軽中央病院解体工事実施設計業務委託料1,000万円、ホテルノースキングの記念行事に係る経費としてホテルノースキングオープン25周年記念行事負担金45万円を計上するものです。

8目交通対策費、地域公共交通事業262万円につきましては、生田原地域のデマンド型乗合タクシーの運行に係る経費として、運転手に係る臨時職員賃金175万6,000円、車両に係る消耗品費11万6,000円及び燃料費9万8,000円、車両用ステッカーの作製に係る印刷製本費6万円、車両に係る修繕料44万円、予約受付用携帯電話に係る通信運搬費6万円、車検等に係る手数料1万5,000円、自動車損害保険料2万8,000円、アルコール検知器の購入に係る備品購入費1万3,000円、自動車重量税3万4,000円を計上するものです。

10目自治振興費、生活安全灯維持事業82万1,000円につきましては、生活安全灯の撤去及び電柱共架に係る岩見通北11丁目生活安全灯改修工事を計上するものです。

14目諸費、過誤納還付1,775万円につきましては、平成27年度障がい者自立支援事業等負担金の精算に伴う税外過誤納還付金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業291万8,000円につきましては、指定寄附金12件、154万円、ふるさと納税寄附金170件、137万8,000円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業506万6,000円につきましては、国の補助金の追加に伴うマイナンバーカードの交付事務に係る経費として、消耗品費5,000円、通信運搬費3万2,000円、通知カード・個人番号カード関連事務負担金502万9,000円を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、予防接種事業111万4,000円につきましては、予防接種法の改正によるB型肝炎予防接種に係る予防接種委託料を計上するものです。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費75万円につきましては、飲料水給水ポンプの取り替えに係る飲料水確保事業補助金を計上するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商店街助成事業83万8,000円につきましては、店舗の近代化に係る商工業振興補助金を計上するものです。

5目観光施設費、虹のひろば管理運営事業109万6,000円につきましては、コス

モスの生育を改善するため、コスモス園の土壌改良に係る堆肥散布業務委託料を計上するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費340万円につきましては、中体連等の全道大会出場による学校行事負担金240万円、遠軽高等学校の生徒確保事業に係る遠軽高等学校教育振興補助金100万円を計上するものです。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費補助事業167万円につきましては、各種大会出場及び開催に係る社会体育振興補助金を計上するものです。保健体育一般経費84万円につきましては、スポーツ合宿に係る社会体育振興補助金を計上するものです。

2目体育施設費、スキー場管理運営事業317万6,000円につきましては、えんがるロックバレースキー場指定管理料を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお開き願います。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料44万円につきましては、デマンドタクシー使用料の追加です。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金570万7,000円につきましては、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の追加です。

15款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金80万円につきましては、デマンド型乗合タクシーの運行に係る地域づくり総合交付金の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金154万円につきましては、まちづくり振興資金として4件、115万円、社会福祉振興資金として7件、36万円、スポーツ振興資金として1件、3万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金137万8,000円につきましては、170件のふるさと納税をいただいたものです。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金4,637万円につきましては、前年度繰越金の追加です。

20款諸収入5項雑入5目過年度収入142万円につきましては、平成27年度障がい者自立支援事業等に係る国及び道の負担金の追加です。

6目雑入24万1,000円につきましては、道道奥瀬戸瀬停車場線の拡幅に伴う支障物件等補償費の追加です。

21款町債1項町債1目総務債1,250万円につきましては、福祉センター建替事業債の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第14号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正

予算（第1号）について御説明いたします。

平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億797万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に232万5,000円を追加し、総額を232万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計17億565万3,000円に232万5,000円を追加し、総額を17億797万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に232万5,000円を追加し、総額を253万5,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計17億565万3,000円に232万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の17億797万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、償還金232万5,000円につきましては、平成27年度介護給付費等の確定による介護給付費負担金等返還金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金232万5,000円につきましては、平成27年度介護給付費等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案4件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号の質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 第6条の利用者について、第2項に、その他町長が特に利用を認める者というのは、具体的にどういうことかということ。それから第10条、利用料金の還付について、ここにもまた、町長が特に認めたときということがありますが、これは具

体的にどういうことかと。それから第13条、ここにも損害賠償で、町長が特別の理由があると認めるときとそれぞれありますが、この特別な理由とか、特に認めたときということとは、それぞれどういう具体的な内容なのかをちょっと説明願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、第6条の部分です。「その他町長が特に利用を認める者」ということで記載の部分なのですが、特に生田原地域、それから安国地域には福祉施設がございます。そちらのほうに入所されている方に町外から御家族の方とかがお見舞とか面会に来る可能性がありますので、そういったことを想定して、この条文に入れ込んだということになります。そういったことも含めて、そのほかこちらで想定し得ない部分もあろうかと思っておりますので、そういったことも対応できるような形でこういった条文を盛り込んでいるということで御理解いただきたいと思います。

第10条の部分で、「ただし町長が特に認めたときはこの限りではない」ということで盛り込んであります。これも、こちらで実際に、既に納入された利用料金につきましては、運送の対価として負担していただくものであります。還付ということがなじまないとは思いますが、誤って過誤納があった場合には還付することができるということで、今回条文に盛り込んだということで御理解いただきたいと思います。

それから、最後第13条になります。こちら、私どもでちょっと想定し得ない部分もあろうかと思っておりますので、そういった部分も含めて盛り込んだ部分もあります。何らかの理由で損害を与えてしまう場合もあろうかと思っておりますので、御本人が御病気とか、いろいろな状況があろうかと思っております。そういった部分も含めて、何でもかんでも損害賠償請求するよということではなくて、そういったことでいろいろなことを想定しながら、こういった条文を盛り込ませていただいたということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 第10条の利用料金についてですが、ここには特別の理由がある方、これは規則に定めたということで、規則には障がい者手帳の保持者、それから療育手帳、それから精神障害者福祉手帳及びその介助者という三つの種類の方だけなのでしょう。それ以外に対象者はありますか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

規則でうたっております、今のところこの三つでということで考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 第7条の第2項なのですけれども、デマンドタクシーを利用す

る場合はあらかじめ予約をしなければならないとなっているのですが、これはあらかじめどのくらいのことを指しているのか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 予約につきましては、業務時間であります8時45分から午後4時までとしまして、乗車日の祝日・休日を除きます7日前まで受け付けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 乗車日の7日前ですか。7日前から受け付けるということですか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 申し訳ございません。7日前から受け付けたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） それは、例えば当日8時45分ですと、朝というわけにはいきませんよね。そうしましたら、どこまででしたらいいですよとか、何かあるのですか。例えば8時45分に乗ろうとしたら、前の日でなければだめですよとか、当然そうでしょう。1週間前から受けるのはわかるのですけれども、最低ここまでとか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 基本は朝一番で御利用される方につきましては、前の日にご連絡いただければと思うのですが、その辺は臨機応変な形で、対応はできる範囲でやりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第13号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、11ページから14ページ。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 12ページのホテルノースキングオープン25周年記念行事負担金についてお尋ねいたします。

これについては、委員会でも説明を受けておりました、さまざまな意見が出る中、近隣地域含め一般住民の方々に還元できるような催しも考えていただきたいという要望を出しておりましたが、その後どのような検討がなされたのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

その後、振興公社と打ち合わせをさせていただきまして、町民への還元ということで10月17日月曜日、一日限定なのですが、温泉を町民に限り無料開放したいということで打ち合わせをさせていただいております。そういったことで、記念事業の一環ということで、第1弾ということで行いたいと。第2弾ということで、今回補正を上げさせていただきましたディナーショーということで考えているということです。それから第3弾ということで、12月に、これは町民以外の方のということで、牛肉フェアという部分でメニューの半額ということで考えているということで、打ち合わせをさせていただいております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 12ページの13節委託料なのですが、ここでえんがる町民センター建替業務委託料、また中央病院のこういう業務委託料とあるのですが、これは当初福祉センター建て替え工事ということで、こういう名前にも変わって進めているわけなのですが、業務委託料というのは全体の工事をやる段階で、その中に含まれて計画されているのかどうか、ちょっと疑問に思うことが多く、何かその事業を一つやるのに、例えば小さなことですが、自分の家を建てるとしたら2,000万円の家を建てるといいう一つの計画をしますよね。その中にはいろいろなことを含めてやると思うのですが、この福祉センターを建て替えるということで、業務設計委託料なり解体なり、そのものが入った上での計画の総体金額というか、そういうものをつかんだ上でやっていらっしゃるのかどうかというのがちょっと気になったのですが。

○議長（前田篤秀君） 齊藤企画課参事。

○企画課参事（齊藤隆雄君） 今の御質問にお答えいたします。

この福祉センターの建て替え事業につきましては、委託業務は想定されている額に入っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） そうしましたら、時折事業が増えているように感じているのは全て計画していましたということで判断してよろしいのですか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時37分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） お答えをさせていただきたいと思いますが、総体事業費、こういう委託料を含めて全体の中で計画はしてございます。

ただ、今後進めていく中で、さまざまな意見をいただく中で、事業費というか多くなる場合もございますし、逆に少なくなる場合もあると思いますので、その辺は十分情報公開といえますか、今、こういうことになっていきますよということを皆さんにお知らせしながら進めていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） ホテルノースキングのオープン25周年記念ということで、稲場議員のほうから質問ありましたが、それなりに提案された部分とプラスアルファの事業をやるということで理解しましたので、その分についてはよろしいのですが、町から持ち出す45万円、公社の当初の今年度の事業計画の中にイベント費ということで180万円が計上されているのですけれども、こっちの方から出すという発想というのは公社のほうではないのですかね。その辺の、わざわざイベント費というのを当初予算で上げておいて、突発的な事業、委員会の中では突発的に、6月くらいにいろいろな計画があったみたいで当初予算には入っていないのかもしれませんが、そこら辺の絡みはどうなっているのですかね。イベント費があるのだったら、そっちのほうから出せばいいのではないかと思いますけれども、そこら辺どうですか、担当課としては。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいま御質問にお答えしたいと思います。

今回、町から45万円、それからノースキングの生田原振興公社も45万円ということで負担をしていただくという形になります。現在持っている振興公社のイベント費の内訳につきましては、ちょっと確認はしておりません。至急確認はしたいと思っております。

当初の予算の範囲の中で、公社も45万円ということでされるものと思っておりますので、その中の公社の予算うちの45万円ということで今回事業を行うということで話は聞いております。もともと持っている事業資金をどういう使い方をするのかは確認しておりませんので、その辺は確認はさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 先ほど言いましたが、委員会の中で説明を受けたのは、6月にイベントのいろいろな企画がされたように聞いているのですけれども、その時点で説明資料の中には総額幾ら、それから、今回町のほうから出すお金が幾らという、そういう部分

の説明はありました。ありましたけれども、改めて公社の事業計画を見るとイベント費が180万円と計上されている。その辺のところをきちんと精査した上で予算化されているのではないのですね、今の話は。

そこら辺の事情がわからない中で、我々が単純にですよ、計算された中の45万円は諸経費ですよと、1万8,000円のパーティー券を5,000円で提供することで参加される方に便宜を図るといふそういう中身だから、きちっとした精査した上での予算化でない、ちょっと納得しづらいのですけれども。

議会が終わってしまったら、確認してみますという話ではないのだと思うのですけれども、それというのは確認できないのですか。イベント費は使ってしまったから足りないのというのだったらしょうがないねという話になるのでしょうかけれども。

想定ですけれども、余っているかもしれませんよね、今この段階でわからないということであれば。もしかしてですよ、余っていたら、そっちのほうで処理したらどうですかと、そういうふうに考えてしまうのですけれども。

今、休憩でも何でもいいのですけれども、公社のほうに確認して、実はこういうことになっていますので、足りないのでもよろしくお願ひしますというのだったら、まだ話が前に行くと思ひますけれども。ちょっとこのままでは、いいですねという話にはならないと思ひます。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時52分 休憩

午後 1時52分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

2時15分まで休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

答弁調整のため、再度休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

振興公社の28年度の企画経費ということで、今年度193万円計上してございます。そのうちちゃちゃワールドにかかわる部分につきましては130万円ということになりま

す。残りの63万円につきましては、振興公社でパークゴルフ大会、それと新酒会ということで二つ大きな事業を持っています。それぞれ10万円ずつ予算を見ております。その残りということで今は43万円ほどなのですが、その中でやりくりして、45万円ということで公社のほうで捻出して25周年を行うということで確認はしております。

以上でございます。

- 議長（前田篤秀君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 4款衛生費、15ページから16ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 7款商工費、17ページから18ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10款教育費、19ページから22ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
13款使用料及び手数料、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 14款国庫支出金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 15款道支出金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 17款寄附金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 19款繰越金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 20款諸収入、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 21款町債、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、債務負担行為補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第13号の質疑を終わります。
次に、議案第14号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、議案4件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案4件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第5号

《平成28年9月7日》

○議長（前田篤秀君） 日程第28 議案第5号遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

平成28年第4回定例会において付託いたしました経済常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

松田経済常任委員長。

○経済常任委員長（松田良一君） ー登壇ー

経済常任委員会付託案件にかかわる委員長報告をいたします。

平成28年第4回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第5号遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、建築基準法第49条第1項の規定により、都市計画法第8条第1項第2号の規定による特別用途地区内における特定の建築物の用途を制限するため、必要な事項を定めるものであります。

本委員会として、委員会審査を平成28年8月10日及び25日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、経済常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 議案第6号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

平成28年第4回定例会において付託いたしました経済常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

松田経済常任委員長。

○経済常任委員長（松田良一君） ー登壇ー

経済常任委員会付託案件に関する委員長報告をいたします。

《平成28年9月7日》

平成28年第4回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第6号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査の結果を報告いたします。

本条例につきましては、建築基準法第49条の2の規定により、都市計画法第8条第1項第2号の2の規定による特定用途制限地域内における特定の建築物及び工作物の用途を制限するため、必要な事項を定めるものであります。

本委員会として、委員会審査を平成28年8月10日及び25日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、経済常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第30 認定第1号から日程第37 認定第8号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第30 認定第1号平成27年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第31 認定第2号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32 認定第3号平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33 認定第4号平成27年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34 認定第5号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35 認定第6号平成27年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第36 認定第7号平成27年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第37 認定第8号平成27年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上8件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

荒井会計管理者。

○会計管理者（荒井正教君） 地方自治法第233条第3項の規定による平成27年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号平成27年度遠軽町一般会計歳入歳出決

算認定についてから認定第6号平成27年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6会計の決算概要につきまして説明させていただきます。

説明資料につきましては、お手元の赤番3、4及び6から8までの5冊でございます。赤番3は一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、赤番4は歳入歳出決算概要説明書、赤番6は地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番7は歳入歳出決算審査意見書、赤番8は基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号平成27年度遠軽町一般会計歳入歳出決算書について説明いたします。

赤番3、歳入歳出決算書をご覧ください。

決算書の1ページから4ページは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左の列、収入済額の歳入合計は、159億2,940万3,997円。

右の列、不納欠損額の合計は、683万2,422円。

次の列、収入未済額の合計は、2億5,495万4,338円。

不納欠損の内訳は、赤番4、歳入歳出決算概要書の7、不納欠損額調及び収入未済額の内訳は、5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調を後ほどご覧ください。

決算書に戻りまして、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額になります。

8ページをお開き願います。

8ページ中、左の列、支出済額の歳出合計は、154億2,821万1,251円。

右の列、翌年度繰越額の合計は、8億4,982万5,000円。

次の列、不用額の合計は、4億6,868万4,749円。

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、5億1,192万2,746円。このうち2億1,100万円は、地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れたものであります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、9ページから216ページまで歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、217ページをお開き願います。

217ページ表中、5、実質収支額は、4億2,131万2,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額は、2億1,100万円。先ほど述べましたとおり、財政調整基金に繰り入れをしております。

続きまして、認定第2号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につ

いて説明をいたします。

決算書の218ページをお開き願います。

218ページ及び219ページは歳入に係る決算額で、219ページ中、左の列、収入済額の歳入合計は、28億4,450万4,712円。

不納欠損額654万2,031円。

収入未済額の合計は、8,608万7,451円。

なお、不納欠損額の内訳は赤番4、決算概要説明書、7、不納欠損額調及び収入未済額の内訳は、5、町税等収入未済額比較表を後ほどご覧願います。

続きまして、決算書220ページをお開き願います。

220ページ及び221ページは歳出に係る決算額となり、221ページ中、左の列、支出済額の歳出合計は、27億8,460万2,257円。

右の列、翌年度繰越額の合計は、ゼロ円。

不用額の合計は、3,625万6,743円。

220ページ中、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、5,990万2,455円でありませぬ。

次に、歳入歳出決算事項別明細書について、詳細説明は省略をさせていただきますが、222ページから257ページまで歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、258ページをお開き願います。

258ページ表中、5、実質収支額は、5,990万2,000円であります。

次に、認定第3号平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

259ページをお開き願います。

259ページ、260ページは歳入に係る決算額で、260ページ中、左の列、収入済額の歳入合計は、2億9,937万1,791円。

不納欠損額の合計は、ゼロ円。

収入未済額の合計は、40万6,492円。内訳は、決算概要説明書、5、町税等収入未済額比較表を後ほどご覧願います。

次に、決算書261ページをお開き願います。

261ページ、262ページは歳出に係る決算額で、262ページ中、左の列、支出済額の歳出合計は、2億9,806万5,088円。

右の列、翌年度繰越額の合計は、ゼロ円。

次の列、不用額の合計は、67万1,912円。

261ページ中、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、130万6,703円でありませぬ。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略をさせていただきます

が、263ページから272ページまで歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、273ページをお開き願います。

273ページ表中、5、実質収支額は、130万6,000円であります。

続きまして、認定第4号平成27年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

決算書274ページをお開き願います。

274ページ及び275ページは歳入に係る決算額で、275ページ中、左の列、収入済額の歳入合計は、16億6,596万1,855円。

不納欠損額の合計は、4,600円。

収入未済額の合計は、259万9,598円。

なお、不納欠損の内訳は、赤番4、決算概要説明書、7、不納欠損額調及び収入未済額の内訳は、5、町税等収入未済額比較表を後ほどご覧願います。

続きまして、決算書276ページをお開き願います。

276ページ及び277ページは、歳出に係る決算額です。

277ページ中、左の列、支出済額の歳出合計は、16億3,508万6,824円。

翌年度繰越額の合計は、ゼロ円。

不用額の合計は、2,936万1,176円。

276ページ欄外に記載の歳入歳出差引残額は、3,087万5,031円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、詳細説明は省略をさせていただきますが、278ページから297ページまで歳入歳出それぞれ各節ごとに記載しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書につきまして、298ページをお開き願います。

298ページ表中、5、実質収支額は、3,087万5,000円であります。

続きまして、認定第5号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

決算書の299ページをお開き願います。

299ページ及び300ページは歳入に係る決算額で、300ページ中、左の列、収入済額の歳入合計は、658万1,042円。

不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円。

次に、301ページをお開き願います。

301ページ及び302ページは歳出に係る決算額で、302ページ中、左の列、支出済額の歳出合計は、626万4,707円。

翌年度繰越額の合計は、ゼロ円。

不用額の合計は、33万9,293円。

301ページ中、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、31万6,335円。

《平成28年9月7日》

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、303ページから310ページまで歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、311ページをお開き願います。

311ページ表中、5、実質収支額は、31万6,000円であります。

続きまして、認定第6号平成27年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

決算書の312ページをお開き願います。

312ページ及び313ページは歳入に係る決算額で、313ページ中、収入済額の歳入合計は、819万9,754円。

不納欠損額及び収入未済額の合計が、ともにゼロ円。

続きまして、314ページをお開き願います。

314ページ及び315ページは歳出に係る決算額でございます。315ページ中、左の列、支出済額の歳出合計は、819万9,754円。

翌年度繰越額の合計は、ゼロ円。

不用額の合計は、246円。

314ページ中、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、ゼロ円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略させていただきますが、316ページから319ページまで歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しのほどお願いたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、320ページをお開き願います。

320ページ表中、5、実質収支額は、ゼロ円でございます。

続きまして、321ページから329ページは、平成27年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載しております。詳細については省略させていただきます。

続きまして、別冊、赤番4、平成27年度遠軽町一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書をご覧願います。

1ページをお開きください。

1ページ及び2ページは、会計別決算額総括表でございます。

3ページから24ページは、各会計別の歳入歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について前年度と比較したものでございます。

25ページをお開き願います。

25ページ及び26ページは歳入歳出決算額構成表で、一般会計の歳入歳出決算額の構成を円グラフにより表したものでございます。詳細については省略させていただきます。

27ページから44ページは各款の中で節に占める金額及び比率で、各会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳となっております。詳細については省略させていただきます。

《平成28年9月7日》

続きまして、45ページ、46ページは町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものでございます。

47ページから51ページは収入未済額調で、町税以外の収入未済額の内訳となっております。

52ページから57ページは不納欠損額調で、平成27年度における不納欠損額の年度別内訳でございます。

58ページから61ページは給与費決算調書で、各項における給与費の内訳となっております。

62ページ及び63ページは公債費に関する調で、各会計ごとの起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものでございます。

64ページ及び65ページは基金運用状況で、財政調整基金から介護給付準備基金までの9基金の内訳でございます。

65ページの左側2列目、決算年度末現在高（I）が、85億6,706万265円。

右端の列、本年5月末現在高（P）は、100億2,533万5,232円となっております。

続きまして、平成27年度定額運用基金運用状況につきまして、66ページは遠軽町土地開発基金運用状況、67ページは遠軽町奨学資金貸付基金運用状況のそれぞれ内訳になっておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

その他、お手元の資料につきまして、赤番6、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書及び赤番7、赤番8の各監査委員の意見書につきましては、詳細説明を省略をさせていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で、平成27年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 平成27年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして御説明いたします。

説明資料は、配付の赤番5と赤番10であります。

赤番5は、水道事業会計及び下水道会計の決算書で、赤番10は、監査委員の企業会計決算審査意見書であります。

認定第7号平成27年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

1ページから4ページまでは、平成27年度遠軽町水道事業決算報告書でありまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益から第2項営業外収益までを合わせて、決算額5億8,346万8,137円です。

2ページは支出で、第1款水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費まで合わ

て、決算額5億577万4,170円です。

3ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項工事負担金までを合わせて、決算額4億5,506万4,500円です。

4ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金を合わせて、決算額6億2,598万4,490円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,091万9,990円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,759万9,930円、当年度分損益勘定留保資金3,578万5,091円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額753万4,969円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書で、当年度純利益は5,248万1,739円となっています。

6ページは剰余金計算書、7ページは剰余金処分計算書です。

8ページから12ページは、平成28年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからの決算附属書類は、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、認定第8号平成27年度遠軽町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

35ページから38ページまでは、平成27年度遠軽町下水道事業決算報告書でありまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しています。

35ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益から第2項営業外収益まで合わせて、決算額10億9,159万8,960円です。

36ページは支出で、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて、決算額9億1,281万8,327円です。

37ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項分担金及び負担金までを合わせて、決算額5億8,135万9,170円です。

38ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額9億6,254万2,468円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,118万3,298円は、当年度分損益勘定留保資金2億5,090万5,651円、当年度利益剰余金処分量1億2,672万5,635円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額355万2,012円で補填したところでございます。

次に、財務諸表ですが、39ページの損益計算書では、当年度純利益が1億6,271万4,635円となっています。

40ページは剰余金計算書、41ページは剰余金処分計算書です。

《平成28年9月7日》

42ページから46ページは、平成28年3月31日現在の貸借対照表です。

47ページからの決算附属書類は、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番10の遠軽町企業会計決算審査意見書は、水道会計及び下水道会計の決算審査における監査委員の意見書であります。御参照願います。

以上で説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

一括上程しました平成27年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 3時39分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に松田議員、副委員長に阿部議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会します。

午後 3時40分 延会

《平成28年9月7日》

《平成28年9月7日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田篤秀

署名議員 黒坂貴行

署名議員 松田良一